

令和3年度 静地公会第1号 静岡市公共交通幹線軸運行再編検討業務
業務概要書

1 目的

静岡市では、主要なバス路線の運行を民間事業者が行い、市民の移動を支えているが、人口減少によるバス利用者の減少などにより、路線バスの運行維持が一部困難な状況にある。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、乗客の減少傾向が顕著であり、喫緊の課題となっている。

この状況に対し、市の財政的支援には限りがあるため、将来に渡り、市民の移動の足を確保し、路線バス運行を持続可能なものとするためには、ニーズを捉え、効率的な運行へ導くためのバス路線運行再編検討が必要である。

本業務は、現行の路線バス運行状況について、データを活用した分析を実施し、運行路線毎のカルテ（運行診断）の作成を行い、次年度以降の再編計画策定に向けて、バス路線運行再編方針案を作成することを目的とする。

2 業務対象地域

静岡市内一円

3 委託期間

契約日から令和4年3月14日（月）までとする。

4 業務内容

本業務で検討する内容は、以下のとおりとする。

(1) 既存計画および社会状況の整理

既存の静岡市地域公共交通網形成計画等、本市における関連計画を整理する。また、参考となるポストコロナ関連の文献、他都市の先事例（地域公共交通利便増進実施計画）、交通事業者が抱える実情の課題などを整理し、分析の主旨・方向性を明確にする。

(2) 運行データを活用した実態分析

現在、バス事業者が運行する市内43路線（別表1）について、運行データおよび公表されている統計データ、既存の交通実態調査結果などを活用し、運行実態および実態から推測する将来需要推移について分析を行う。エリアとして面的な傾向を把握するマクロ視点と、任意のバス停間等個別具体的な状況を把握するミクロ視点の両面において、今後の再編のポイントとなる要素を明確にする。

(3) 路線毎カルテの作成

路線毎の運行実態、将来推計、課題などを視覚的に明示するカルテを作成する。カルテでは、定量的な指標に基づいた路線毎の運行健全度を判定する。

(4) 路線運行再編に向けた全体方針案作成

作成したカルテに基づき、次年度以降の利便増進実施計画策定を見据えたバス路線運行再編計画の全体方針案を作成する。なお、方針案については、交通事業者の意見も十分に反映し、将来実現性が高い内容について整理する。

(5) 法定協議会資料作成

本業務で行う診断内容や再編方針案などについて、関係機関協議として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会（静岡市地域公共交通会議）に諮る。実施時期（中間・最終の2回程度）や作成する資料内容は、発注者と協議を行う。

(6) 報告書作成

業務報告書及び概要版の作成を行う。

(7) 打合せ協議

業務着手時（1回）、中間（2回程度）、成果品納入時（1回）において打合せ協議を行う。

5. 成果品

成果品は次のとおりとし、その帰属は全て発注者のものとする。

- (1) 報告書及び概要版 ……各2部（正1部、副1部）
- (2) 電子データ（CD-ROM等）……報告書に添付
- (3) その他発注者が必要と判断した資料

(別表1) 業務対象路線

No.	路線名	No.	路線名	No.	路線名
1	三保山の手線	16	千代慈悲尾線	31	石田街道線
2	庵原線	17	県立美術館線	32	西部循環線
3	山原梅蔭寺線	18	安倍線	33	井の宮線
4	梅ヶ谷蜂ヶ谷線	19	美和大谷線	34	藁科線
5	市立病院線	20	西ヶ谷線	35	牧ヶ谷線
6	北街道線	21	上足洗線	36	丸子線
7	国道東静岡清水線	22	唐瀬線	37	丸子清閑町線
8	三保草薙線	23	県立病院高松線	38	用宗線
9	港南線	24	中原池ヶ谷線	39	東新田下川原線
10	清水厚生病院線	25	東部団地線	40	丸子小坂線
11	日本平シャトル	26	こども病院線	41	中部国道線
12	水梨東高線	27	みなみ線	42	特急静岡相良線
13	竜爪山線	28	東静岡静大線	43	南アルプス登山線
14	草薙瀬名新田線	29	大浜麻機線	43 路線	
15	草薙美術館線	30	日本平線		